

令和6年度長野県 相談支援従事者現任研修 (研修番号：24071) 募集要項 (ダウンロード・保管用)

(重要なお知らせがありますので必ず全てお読みください。)

※ お申し込みは当募集要項の最下部にあるタブをクリックして、
申込フォームに入力、送信により受け付けます。

【ご注意】

標記研修は長野県内の各事業所に所属されている方が対象です。
他県の事業所に所属されている方や、個人でのお申し込みはできません。

弊協会は、「障がい者相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年7月6日18障自第26号）」の第10に規定する障がい者相談支援従事者研修を実施する事業者として、長野県の指定を受け、標記研修を実施いたします。

01. 目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法についてのスーパーバイズを経験するなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質向上を図り、県及び市町村における障害者の相談支援体制の充実を図る。

02. 受講の対象となる者について

(受講要件：下記ア～ウのすべての要件を満たすもの)

ア) 長野県内の相談支援事業所等（指定相談支援事業所、障がい者相談支援事業を担う事業所、基幹相談支援センター等、行政機関等）において相談支援事業に従事している、若しくは従事しようとする者。または、概ね令和6年度中に長野県内で相談支援専門員が必要な事業所を開設予定の者で、指定事務を管轄する長野県または市町村と事業開始について打ち合わせ中であり、指定申請様式第1号の写しの提出が可能である者。

注意：新規相談支援事業所を長野県内に開設し、当該事業所に於いて従事する予定者が当研修に申込み場合、申込内容について指定権限を有する者へ照会し、その結果受講申込不受理となる場合があります。

イ) 所属する（予定者含む）団体から推薦を受けられ、所属する事業所が設置された圏域で中間課題（地域での実習）を受けられる者

ウ) 下表のいずれかに該当する者。

尚、申込者が定員を超過した場合は、下記1)、2)、3)、4)の順で受講申込受付を優先する。

- 1) 令和6年度末に修了証の有効期限が終了する者のうち、現在相談支援業務に従事している者。
- 2) 令和6年度末に修了証の有効期限が終了する者のうち、令和7年度中に相談支援業務に従事する予定のある者。
- 3) 令和6年度末に修了証の有効期限が終了する者のうち、現在相談支援業務に従事していない又は今後の従事が未定の者。
- 4) その他の者。

【表】

	初任者研修 修了年度	現任研修修了年度 (1回目)	現任研修修了年度 (2回目)	現任研修修了年度 (3回目)
(A)	平成21年度 ～ 平成25年度	平成22年度 ～ 平成30年度	平成27年度 ～ 令和5年度	左記の受講を修了後、令和2年度～令和5年度に受講していない者。尚、2回目の現任研修を令和2年度～令和5年度に修了した者は経過措置対象外となり、現在従事、又は現任研修の受講を開始する前5年間（令和6年9月1日以前）において通算して相談支援等の業務(※1)に2年以上従事、いずれかの実務経験が求められる。
(B)	平成26年度 ～ 平成30年度	平成27年度 ～ 令和5年度	左記の受講を修了後、令和2年度～令和5年度に受講していない者。尚、1回目の現任研修を令和2年度～令和5年度に修了した者は経過措置対象外となり、現在従事、又は、現任研修の受講を開始する前5年間（令和6年9月1日以前）において通算して相談支援等の業務(※1)に2年以上従事、いずれかの実務経験が求められる。	

(C)	令和元年度～令和3年度	左記の受講を修了後、令和2年度～令和5年度に受講していない者。但し、初任者研修を令和2年度以降に修了した者は経過措置対象外となり、現任研修の受講を開始する前5年間（令和6年9月1日以前）において通算して相談支援等の業務(※1)に2年以上従事の実務経験が求められる。		
-----	-------------	--	--	--

※1 障害者総合支援法第5条18項から23項、第77条、第78条及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定される基本相談支援、地域相談支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援及び都道府県又は市町村が実施する地域生活支援事業における相談支援に関する事業をいう。

※2 「相談支援従事者初任者研修 講義部分」のみの修了者は、本研修の受講対象者ではありません。

03. 募集人数 160人

※ 募集人数が定員を超過した場合、上項「02.受講の対象となる者について」に基づき受講調整を実施することがあります。

04. 研修日程等について

【令和6年度長野県相談支援従事者現任研修 研修番号：24071 日程等】

内 容	日 程	
講義 (Eラーニング) 研修1日目	配信期間	令和6年9月2日(月)～令和6年9月13日(金) ※上記期間内に講義動画を視聴の上、「振り返り・評価シート」の入力提出が必要です。 ※ 講義 (Eラーニング) にアクセスする URL や ID、パスワード等はメールにて送信通知します。詳細は、募集要項内「14. 連絡方法(メールの送受信)について」を確認してください。
演習 研修2日目 (演習1日目)	日 付	令和6年10月17日(木)
	受付時間	午前8:30～午前9:00
	研修時間	午前9:00～午後6:00 (予定)
	会場名	浅間温泉文化センター・大会議室

【中間課題への取り組み】		
※長野県内自事業所のある圏域内各所で実習を受けること (詳細は研修内で指示)		
演習 研修3日目 (演習2日目)	日付	令和6年11月19日(火)
	受付時間	午前8:30～午前9:00
	研修時間	午前9:00～午後6:00(予定)
	会場名	浅間温泉文化センター・大会議室
【中間課題の取り組み】		
※長野県内自事業所のある圏域内各所で実習を受けること (詳細は研修内で指示)		
演習 研修4日目 (演習3日目)	日付	令和6年12月17日(火)
	受付時間	午前8:30～午前9:00
	研修時間	午前9:00～午後6:00(予定)
	会場名	浅間温泉文化センター・大会議室

05. 研修会場について

- ※ 会場が保有する駐車場は収容台数に限りがあります。全ての受講者の駐車を保証するものではありません。受講時には極力乗り合わせや送迎、公共交通機関等の利用をお願いいたします。スムーズな研修運営にご協力ください。
- ※ 会場での飲食、喫煙、トイレの利用等に関しては会場の指示に従ってください。
- ※ ごみは各自で持ち帰ってください。

06. カリキュラム

相談支援従事者現任研修標準カリキュラム

形態	科目	時間数
Web 配信 講義	1. 障害福祉の動向に関する講義	90分
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状	
	2. 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義 ※本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法	

	(1) 個別相談支援	60分
	(2) チームアプローチ	60分
	(3) 地域を基盤としたソーシャルワーク	60分
	3. 人材育成の手法に関する講義	
	実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法	90分
演習等	4. 相談支援に関する講義及び演習	
	個別相談支援とケアマネジメント	360分
	相談援助に求められるチームアプローチ(多職種連携)	360分
	地域をつくる相談(コミュニティワーク)の実践	360分

※ 演習期間内の実習(中間課題)は上記に含まれていません。

※ 研修講師は、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修を受講した者を中心に弊協会が適切と判断した者とする。

07. 研修修了に必要な課題について

下記課題の提出が必須です。尚、課題の提出が確認できない場合や内容に不備がある場合は、受講及び修了できません。

(1) 研修1日目講義(E-ラーニング)の「振り返り・評価シート」

提出方法及び様式は、ファイル転送システム「データ便」にアップロードし、受講者へメールで通知します。

(2) 演習に使用する課題類の作成

提出方法及び様式は、ファイル転送システム「データ便」にアップロードし、受講者へメールで通知します。

※ メールを送受信については「14. 連絡方法(メールの送受信)について」を確認してください。

08. 受講の申込みについて

※ 募集要項最下部の「当要項の内容を確認し、同意の上受講を申し込む」タブをクリックして申込フォームにアクセスし、必要事項を漏れなく入力してお申し込みください。

※ 申し込みの際は内容等をご確認の上、正確に入力してください。

※ **適正に申込送信が完了しますと、入力していただいたメールアドレスへ自動返信メールが返信されます。自動返信メールが届かない場合は申し込みが受理されておられません。受講申し込み後に自動返信メールが届いていない場合は必ず事務局までお問い合わせ下さい。**

申込フォームに入力された内容をそのまま VBA 処理により転記させています。
修了証発行後の修正に関しましては登録内容の修正のみとなり、修了証の再発行は致しませんのでご注意ください。尚、修了内容の証明が必要な場合は、修了証明書を発行します(有料)。以上ご承知おきください。

※ 申し込み締め切り：令和 6 年 8 月 5 日(月) 正午

09. 受講の決定について

- ※ 受講の決定は、郵送にてお知らせいたします。(推薦事業所に送付いたします。)
- ※ 受講申し込み後に自動返信メールが届いているにもかかわらず、受講決定通知書類が上記締め切り後 2 週間経過しても届かない場合は、必ず事務局までご連絡ください。受講決定通知書類が届いてない場合、受講が受理されていません。
- ※ 「受講決定通知・受講票」をお持ちでない方の受講はできません。
- ※ その他不正や、書類入力記載不備等がある場合は受講できません。

受講決定通知は受講者が所属する事業所にレターパックプラスで送付します。
不正防止対策として、確実に受け取れる状況にない場合は、当地に事業所が存在しないと判断され、受講決定が取り消しになる場合がありますのでご注意ください。

10. 受講料について

令和 6 年度長野県相談支援従事者現任研修 (全日程・テキスト代込み) 受講料

非会員	<u>26,000円</u>
正会員	<u>24,000円</u>
賛助会員(団体のみ)	<u>25,000円</u>

11. 受講料のお支払い方法について

【ご注意】受講中止となる場合について

振込期限までに受講料の入金確認が取れない場合は受講中止となります。入金後の「受講料等振込完了連絡票」の FAX 送信ならびに振込期限に間に合わない場合の振込日の連絡は確実に事務局までお願いいたします。

- ※ 受講決定通知に請求書を同封しますので、請求書の内容をご確認の上、指定の締め切り期日までに指定の口座にお振り込みください。振込締め切り日までに間に合わない場合は事務局までその旨ご連絡ください。
- ※ 振込手数料は受講者負担となります。
- ※ お振込み後、同封の「振込完了連絡書」に、お振込みいただいた際の振込明細書等の写しを貼付していただき、振り込み年月日を記入の上、明記されている送信先まで FAX 送信してください。
- ※ 会員割引(税込)を希望される方は、会員番号(会員 ID)をご入力ください。
- ※ 令和6年度会費が未納の方は上記割引が適用されませんので、事務局までお問い合わせください

12. テキストについて

テキストは下記を使用し、決定通知書に同封します。

「障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編」

監修：(特非)日本相談支援専門員協会 編集：小澤温 発行：中央法規出版(株)

13. 合理的配慮の申出及びキャンセルについて

- ※ 研修受講にあたって合理的配慮が必要な場合や受講をキャンセルされる場合は、必ず事務局までご連絡ください。
- ※ 合理的配慮の申出は、受講決定通知が届いた後に送信してください。
- ※ 電話でのキャンセルは受け付けません。
- ※ キャンセルされる場合は、弊協会ホームページ「お問い合わせフォーム」へ
「氏名」：受講申込者氏名
「電話番号」：事業所電話番号
「メールアドレス」：連絡用メールアドレス
「問い合わせ内容」：研修名および研修番号とキャンセルの旨
以上、入力していただき、確認、送信してください。

【お問合せフォーム リンク URL】 <https://nagano-soudan.com/contact.html>

- ※ 令和6年8月28日(水)の正午までに上記の方法でご連絡いただければ、振込手数料を差し引き、受講料を返金させていただきますが、上記期日後および上記の連絡方法以外のキャンセルの場合、受講料の返金はできませんのでご了承ください。また、テキスト送付後の受講料返還キャンセルの場合、テキストはご返送いただきますのでその旨ご承知おきください。

14. 連絡方法(メールの送受信)について

- ※ 研修の実施や課題等の案内、変更に伴う各連絡等はメールにて通知します。
- ※ E-ラーニング講義動画視聴用の「ログインページ URL」や「ログイン ID」、「パスワード」は、お申し込みの際にご入力いただいた「動画視聴アカウント取得用メールアドレス」へ通知します。送信元のメールアドレスは受講決定通知に記載しますので、当該メールアドレスを受信できるよう、設定してください。
- ※ E-ラーニングのアカウントは、受講者お1人につき1アカウントとなりますのでご注意ください。

【ご注意】

動画視聴アカウント取得用メールアドレスは他者と共有のアドレスは使用できません。
(同じアドレスを複数名でアカウント登録できずエラーとなり、受講ができません。)

- ※ 資料等の送付は郵送の他にファイル転送サービス「データ便」を使用して行います。
- ※ 送信元からのメールが送信成功状態でもメールが届かない場合は、受信側のメールソフトやウェブメールでブロックされているパターンが殆どです。それぞれの迷惑メールフォルダを確認してください。特に@gmail.com や@outlook.com、@outlook.jp のドメインを使用される際はそれが顕著ですのでご注意ください。
- ※ 企業系、病院系、行政系の管理メールアドレスも同様にこちらからの配信をブロックされるケースが多いため、ICTシステム管理ご担当者に UTM アプライアンス(統合脅威管理)の設定をご確認ください。
- ※ 受講決定通知に記載される各送信メールアドレスを受信できるように設定してください。受信側で迷惑メールとして振り分けられていても、送信元では送信完了(成功)として判断されてしまい、その後の対応が遅れる場合があります。

【ご注意】

事務局から送信するメールには、アクセス用の URL 等がメール本文内に記載されています。迷惑メール対策でフィッシングメール用の高度設定をされている場合は、このようなメールは迷惑メールと判断し、受信者側でメールを自動削除してしまうことがありますので、ご自身が使用するメールアドレスの設定を十二分にご確認ください。

15. 修了証の発行について

- ※ 後日、受講料を納付した上で規定のカリキュラムに全て参加し、課題等を適正に提出するなど修了したと認められた者に対して修了証を発行します。
- ※ 申込フォームの内容で修了証に氏名、生年月日を記載しますので正確に入力してください。
- ※ 修了者の名簿は、障がい者相談支援従事者研修事業実施要綱第6の規定により適切に管理し、長野県に提出します。長野県の相談支援体制の整備、向上のために情報提供等を行うことがありますので、ご承知ください。

修了証の再発行は致しません。大切に保管してください。修了証の内容に訂正や変更があった場合や、修了内容を証明する必要がある場合は修了証明書を発行します（有料）。詳細は弊協会ホームページ「お知らせ」ページをご確認ください。

16. 受講取り消し・修了証の返還等措置について

- ※ 受講予定者の実務経験要件に関しては、十分に確認してから申し込んでください。研修修了後であっても実務経験を含む受講要件を満たしていない事が判明した場合は、修了証の返還命令及び効力停止措置等が取られます。尚、その際の受講料払い戻しについては、当要項内「13. 合理的配慮の申出及びキャンセルについて」に記載がある通りです。

17. その他

- ※ 会場での研修参加時はマスクを着用し、衛生の保持と感染防止にご協力ください。
- ※ 理由の如何にかかわらず、研修開始から15分以上遅刻した場合、休憩時間を除き15分以上会場から不在となった場合は欠席とし、修了証は発行しません
- ※ 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと判断される者、研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した者等は受講を取り消す場合があります。
- ※ 本研修内容の変更、延期、中止等が発生した場合は、メールにて通知します。

以上

特定非営利活動法人 長野県相談支援専門員協会
〒381-2217 長野県長野市稲里町中央一丁目17番23号
TEL：026-214-2105 FAX：026-214-2190
お問合せフォーム：<https://nagano-soudan.com/contact.html>